

公 告 時 交 付 資 料 に 関 する 質 問 回 答 書

質問 No.	質問箇所		質問事項	回答
	交付資料名	NO.または ページ番号		
1	公募型プロポーザル 募集要項	p.6 (7)	「支払い条件は協議のうえ決定する」とされていますが、事前公表時の募集要項(案)に記載されていた内容(前払金、部分払)も含めて協議、変更の可能性があるということでしょうか。 また、見積書作成に当たっては提案者にて想定し、見積条件書に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	事前公表時の資料は参考資料であるため、本公告資料を正としてください。 また、見積書作成に当たっては提案者にて想定し、見積条件書に記載するとの理解でよろしいです。
2	プロポーザル 募集要項	様式3-2号	契約実績調書(設計実績)で、工事金額と工事期間を書き込む欄がありますが、プロポーザル募集要項書には「設計業務を履行した実績があり、引渡しを完了させた」と記載があります。設計金額と設計期間に読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	公募型プロポーザル 募集要項	様式4-1号	※5つ目:「上記の実績が確認できる書類(CORINSの写し、契約書・仕様書等の写しなど)をそれぞれ添付すること。」の添付書類の中で、建設業法に定められる「施工体制台帳」がある場合は、そちらを添付書類とさせていただきます実績もごさいますが、よろしいでしょうか。	実績が確認できる書類(CORINSの写し、契約書・仕様書等の写しなど)の提出が難しい場合は、「契約実績に係る証明書(様式5-1号)」を添付した上で施工体制台帳の提出を認めます。
4	プロポーザル 募集要項	様式4-2号	配置技術者実績等調書(設計・管理技術者)で、工事期間を書き込む欄がありますが、プロポーザル募集要項書P9ウ(ウ)に設計業務を平成21年4月1日以降に従事した実績と記載があります。設計期間と読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
5	プロポーザル 募集要項	様式4-5号 様式4-6号	配置技術者等調書(設計・電気設備主任技術者)(設計・機械設備主任技術者)で、設計業務担当会社の協力事務所の技術者を主任技術者として挙げてもよろしいでしょうか。	よろしいです。
6	プロポーザル 募集要項	P10	3 参加資格要件 (エ)配置予定技術者ごとの要件 電気設備担当および機械設備担当の主任技術者の要件は、設備設計一級建築士とありますが、建築設備士と読み替えてもよろしいでしょうか。	公募型プロポーザル募集要項に記載のとおりとします。
7	設計業務委託 契約書	P12	(部分引渡し)第42条 2.成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときというのは、基本設計完了時、各実施設計完了時と考えてよろしいでしょうか。	各事業、各棟における各年度末時点での成果物とご理解ください。
8	プロポーザル 募集要項	P3	2.募集に付する事項 (5)業務概要 2)①設計業務(2期・3期) ※設計業務には、移転機器備品類の調査、ヒアリング、レイアウト設計を含むとありますが、教育環境整備業務にも関連する業務範囲ではないでしょうか。	設計段階における移転機器備品類の調査、ヒアリング、レイアウト設計は教育環境整備業務に関連した設計業務とご理解ください。また、業務実施に際しては、担当教職員などの負担を低減した業務計画を行ってください。

9	プロポーザル 評価基準	p.4	企業および配置予定技術者の実績評価について、参加資格要件に該当する実績が加算点の評価基準にも該当する場合は、加算点をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件として提出する実績が、用途、規模ともに加算点の評価基準を満たしている場合は、加算点の対象とします。その際は、契約実績調書及び配置技術者実績等調書の「参加資格を満たす実績」、「評価基準の加算点となる実績」それぞれに該当する実績を記入してください。
10	技術提案書等 作成要領	p.4 3.(4)	「見積内容は要求水準書及び・・・に基づいて金額を計上するものとし、技術提案の内容による増減金額およびVE提案による減額は考慮しない」とされていますが、同資料のp.2クでは「技術提案において工事費の増減が発生する場合でも各事業費の想定上限額を超えてはならない」とされています。これらのことから、技術提案A～Eにおいて発生する工事費の増額は、想定上限額と見積金額の差額の範囲内であればならないとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案A～Eにおいて発生する工事費の増額は、各事業費における想定上限額と見積金額の差額の範囲内であればならないとご理解ください。
11	技術提案書等 作成要領／事業協 定書	p.2 ク／第11条	(上記に関連して)技術提案において発生する工事費の増減は「各事業費」の想定上限額を超えてはならないとありますが、技術提案の内容によっては、2期、3期、大学、高専に共通するものも考えられますので、「技術提案による増額の合計金額」は、各事業費の想定上限額ではなく、「施工業務(全体)の想定上限額」を超えてはならないとさせていただきたいと考えます。	質疑10を参照してください。
12	提出書類について	p.2、3	技術提案に関する資料と見積書について、指定されたデータ形式にてDVDを1枚提出とありますが、各々別々に提出でしょうか、両方を1枚にまとめてでしょうか。	技術提案と見積書をDVD1枚に納めてください。
13	契約実績調書等	様式 第2-1～ 2-3号	各担当会社の区分欄が、代表企業[自社]または「協力事務所」となっていますが、参加形態がグループの場合は「グループ構成企業」等と変更してよろしいでしょうか。	参加形態がグループの場合は「グループ構成企業」等と変更してください。
14	契約実績調書等	様式 第3-1.3-2号 第5-1.5-2号	各実績調書・証明書に契約金額の記載欄がありますが、民間工事の場合は守秘義務により開示不可のケースが多いため、その場合は記載不要とさせていただきたいと考えています。	各実績調書・証明書に契約金額の記載欄について、守秘義務により開示ができない場合は、金額の記載に変わり「開示不可」と記入するようにしてください。
15	事業協定書・ 工事請負契約書	第11条 4 第26条	第11条第4項において、第2期・第3期整備事業の契約締結までの物価変動は、原則として上限契約金額又は要求水準の変更・協議の対象とならない旨規定されていますが、契約締結後に生じた物価変動についても、工事請負契約書(案)第26条の規定にかかわらず、上限契約金額又は要求水準の変更・協議は認められないということでしょうか。第2期整備事業の契約締結時期は入札から約1年後、第3期整備事業の契約締結時期は入札から2年以上先であり、またそれぞれの事業にかかる工期も長期となるため、各契約締結前の金額交渉時及び契約締結以降において、物価変動を理由とする上限契約金額又は要求水準の変更・協議を認めて頂きたくお願い致します。	契約締結までの物価変動は、事業協定書-第11条-第4項に記載のとおりとし、工事請負契約締結後は、工事請負契約書-第26条に記載のとおりとします。

16	事業協定書	第11条 6	第11条第6項において、受注者からの技術提案のうち、発注者様が認めた場合は上限契約金額内で要求水準の変更を指示されるものの、同条第7項で「前項(第6項)の場合において、発注者は、受注者が自らの努力のみでは上限契約金額内の範囲で合理的な施設整備の達成が極めて困難であると判断できる場合、・・・」という記載になっておりますが、第7項における「前項」が指しているのは、6項だけでなく、第1～6項全てでしょうか。	第7項における前項とは第6項を指示するもののご理解ください。
17	事業協定書	第13条 2	第13条第2項について、関連工事等の実施により本事業の完成期限が延期されたり事業費の増加が生じたりした場合で、その原因が受注者の責によらない事由である場合には、当然に完成期限や事業費の変更を認めて頂けるという趣旨でよろしいでしょうか。	事業協定書に記載のとおり、関連工事等が実施される場合においても、原則として完成期限の延期や事業費の増加は行いません。ただし、発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではありません。
18	事業協定書	第15条 2	第15条第2項において、「ただし、・・・同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある」という規定がございますが、当該規定の趣旨は、発注者様・受注者間で協議した方法等で受注者が引き続き本業務を履行する場合には、契約金額は減額されないということでしょうか。	事業協定書に記載のとおり、発注者と協議の上、要求水準と同等と認められる方法等で本業務を履行することを発注者が認めた場合は、契約金額は減額されないとご理解ください。
19	事業協定書	第16条 3	第16条第2項において、「・・・受注者は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者・・・に許諾するものとする」という記載がありますが、価格等の交渉が不成立となった場合でも、設計業務費は発注者様よりお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、「本事業に関して必要な範囲で青果物の利用を無償」の範囲についてご教示願います。	よろしいです。 成果物の無償利用に関する範囲については、次点以降の交渉権者が引き続き事業を継続するにあたって必要となる資料全般とご理解ください。 なお、設計成果物に特許権等が含まれている場合の措置は事業協定書に記載のとおりとします。
20	工事請負契約書	第29条 3	通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼした場合の損額賠償については、発注者と受注者が協議をしてその負担額を定めるものとする、との事ですが受注者が善良な管理者としての注意義務を果たした場合につきましては発注者様にご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	発注者と受注者とが協議して、その損害賠償の負担額を定めるものとします。
21	要求水準書	19,20頁	8. リスク分担 「契約書とは『事業請負契約書(案)をいう。』と記載がありますが、「事業請負契約書」とは「工事請負契約書(案)」のことでしょうか。 また、「工事請負契約書(案)」である場合、備考欄に記載のある契約書に対応する条文をご教示ください。	本質問は発注図書に関する質問であるため、指定書式に記入の上、指定の期限までに改めて質問してください。
22	要求水準書	43頁	IV 施設整備の各業務の実施 1.(16) 現在予定されている関連別途工事ございましたらご教示ください。	本質問は発注図書に関する質問であるため、指定書式に記入の上、指定の期限までに改めて質問してください。
23	要求水準書	58頁	IV 施設整備の各業務の実施 3.(4)16 「近隣対応に掛かる費用は、受注者の負担とする」と記載がありますが、近隣に損害が発生した際の負担は工事請負契約書(案)第29条の規定に基づくという理解でよろしいでしょうか。	本質問は発注図書に関する質問であるため、指定書式に記入の上、指定の期限までに改めて質問してください。